

ポイント制度実施要項

項目	説明
1	<p>ポイント付与の対象となる組合員</p> <p>請求書が発行される時に3人以上グループに登録されている組合員が対象です。 なおかつ、グループ内で3人以上の月額消費材代金請求があれば、請求書発行者全員がポイント付与の対象者となります。</p>
2	<p>ポイント付与の対象</p> <p>ポイント対象金額は毎月の請求書に印字されます。 ①消費材代金(税抜)、②即売や返金などの特別伝票(税抜)がポイント付与の対象となります。 但し、③個配システム料、④各種共済、⑤出資金、⑥カンパ、⑦生活と自治、⑧送料はポイント付与の対象外となります。</p>
3	<p>ポイント換算の単位</p> <p>対象金額合計100円毎に1ポイント付与されます。 100円単位のため端数は切り捨てとなります。</p>
4	<p>ポイント確定までの流れ</p> <p>毎月の請求書発行時に獲得ポイントを付与します。</p>
5	<p>使用可能ポイントの確認方法</p> <p>毎週お届けしている納品書でご確認いただけます。</p>
6	<p>ポイント還元単位</p> <p>貯まったポイントは「1ポイント=1円」として使用できます。</p>
7	<p>ポイント使用方法</p> <p>①消費材代金の値引きとして使用(毎週可能) 使用方法はOCR注文書にポイント使用の専用番号を記入することで使用できます。専用番号を記入すると、貯まっているポイント全てが使用されます。 ②特定の消費材との交換として使用(約2ヶ月に1回) およそ2ヶ月に1回、ポイント交換の案内チラシを配布します。 案内配布の翌週提出のOCR注文用紙に専用の注文番号をご記入下さい。通常価格の8割のポイントで交換いただけます。</p>
8	<p>ポイント使用の制限</p> <p>消費材代金未納の方はポイントを使用できません。 ポイントを現金に換金することはできません。</p>
9	<p>ポイント使用時のポイント付与計算について</p> <p>ポイント使用前のポイント対象金額(税抜)合計に対してポイントは付与されます。(ポイント使用時にポイント対象からポイント値引き金額を減額しません)</p>
10	<p>ポイントの積立可能期限</p> <p>ポイントは付与された年度の年度末(3/20)までが積立可能期限です。年度末までに使用して頂くようお願いします。 なお、年度末時点において未使用ポイントが残っている場合は、消費材代金の値引きとして自動処理されます。 (2/20時点の累計ポイントを自動値引き処理されます)</p>
11	<p>脱退した場合の未使用ポイントについて</p> <p>脱退される場合、未使用ポイントは消費材代金の値引き処理として自動的に処理させていただきます。その上で、なおかつ未使用ポイントが発生した場合は、預り金として処理し、出資金返還時に合わせて返金します。</p>
12	<p>この要綱の改廃について</p> <p>生協の事業状況により、組合員に告知した上で、各取決め事項を変更、廃止することがあります。 この要綱の改廃は、(株)生活クラブ関西取締役会を経て、生活クラブ(奈良)理事会で決定します。</p>

適用開始日：2015年9月21日から